

# 基本計画に掲げている 施策の実施状況

## ■実施状況表について

柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現								
施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進								
具体的な政策 (1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発								
No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容 R6年度	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲 局名
11101	1	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、地域団体やNPO等による啓発事業を実施します。						
	2							

男女共同参画基本計画の具体的な施策の内容を記載

基本計画の内容に対する事業・取組内容の概要を記載

基本計画の内容に対する事業の実施内容及び令和6年度の実施状況について記載

実施状況を踏まえた今後の取組みや、取組みにあたっての課題等について記載

R6年度の進捗状況について記載  
A:予定どおり実施した  
B:概ね予定どおり実施した。  
C:実施したが、見直し検討が必要  
D:準備中、検討中  
E:未実施

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

#### 具体的政策 (1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
11101	1	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、地域団体やNPO等による啓発事業を実施します。	女性団体連絡会議が実施する「男女共同参画フォーラムin北九州」を支援する。 【I-1-(2)No.1, II-2-(1)No.6と同じ】	①実施回数 ②参加者数	①31回 ②1,952人	A	地域で活動をする他の団体などと協働し、より地域の課題に沿った内容で啓発を行えるよう見直す。		政策局
	2		地域団体やNPO等と協働して「広報啓発事業」を実施する。 【I-1-(2)No.2と同じ】	①実施回数 ②参加者数	①31回 ②1,106人	B	これまで以上に基本計画に掲載の課題に沿った内容で啓発を行えるよう見直す。また、啓発を受託できる団体が年々減ってきていているため、実施方法を見直す。		政策局
11102		あらゆる分野においてジェンダー平等意識が浸透し、実感できる社会を目指して、ジェンダー平等に関する講座を実施します。	男女共同参画センター・ムーブで、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた講座を開催する。	①講座実施回数 ②参加者延べ人数	①14回 男女共同参画講座:1回 おとこのライフ:1回 様々な分野:1回 キャリア形成:8回 出前:2回 映画祭:1回 ②1,445人 男女共同参画講座:43人 おとこのライフ: 147人 様々な分野:89人 キャリア形成: 722人 出前:50人 映画祭:394人	A	『男女共同参画啓発講座』では政治参画をテーマに開催した。他の講座も含め、受講生のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。		政策局
11103		地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	市民センターで、市民の学びのニーズに応じた生涯学習市民講座を企画・実施する。 【I-2-(2)No.6と同じ】	①参加者数 ②講座数	①94,551人 ②851講座	B	住民主体の地域づくりを促進するため、地域の特色を生かした講座、地域問題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供する必要がある。また、オンライン配信等の積極的な利用検討が必要である。		総務市民局
11104		家庭などにおけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、「家庭教育講座」において、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	家庭教育上の問題を学習する「家庭教育講座」を設置・実施する。 【I-2-(2)No.4と同じ】	家庭教育講座開設数	236講座	B	市民センターが核となって家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。また、オンラインを活用するなど、家庭教育講座の開催方法について工夫する必要がある。		総務市民局

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

#### 具体的政策 (1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
11105		市民がジェンダー平等に関する問題を含めた人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行います。	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう「人権市民講座」等を実施する。	①実施回数(うちジェンダー関連) ②参加者数	①778回(268回) ②53,912人	A	家庭教育学級およびPTA自主講座を廃止し、人権に関する話題提供方式へ見直したことで、より多くの市民に対して人権啓発を行うことができた。引き続き、人権市民講座および話題提供を実施し、市民への人権啓発を促進する。		教育委員会
11106		SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州ESD協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	持続可能な開発のための教育(ESD)を、北九州ESD協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進する。	「出前講座」等の参加者数	会員による出前講座や学生によるイベント、海外との交流を通じて、ESDに関心を持つ市民やユースの裾野を広げる機会を提供了。また、チーム活動推進事業により会員活動を支援するなどESDの視点を持つ人材の育成と普及促進に努めた。  出前講座 開催回数:44回 受講人数:1300名	B	令和7年度は、引き続き、出前講座等を通じて、ESDに関心を持つ市民やユースの裾野を広げる機会を提供していく。 また、ユース世代の参画と育成、新規団体の参入促進、地域を超えたRCEネットワークとの連携強化など、次のステージに向けた基盤づくりも進めていく予定である。		環境局
11107		「男女共同参画センター」において、情報誌やホームページなどでジェンダー平等に関する様々な情報を発信します。	情報誌、ホームページやフェイスブック、ムーブメールで施設情報や講座、事業等の最新情報を迅速かつ広範囲に配信する。	①ホームページアクセス数 ②フェイスブックリーチ数 ③インスタグラムリーチ数 ④ムーブメール登録者数 ⑤「ムービング」発行回数	①207,420件 ②10,744件 ③23,548件 ④479人 ⑤3回	A	今後も、情報誌、ホームページ、SNS、ムーブメールを活用して、タイムリーかつ広域な情報提供を展開していく。		政策局
11108		本市におけるジェンダー平等や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	5年毎に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	—	E	—		政策局
11109		第5次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書を作成し、公表する。	実施状況報告書の作成、公表	—	A	施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書案を作成した。今後、審議会に報告後、公表予定。		政策局

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

#### 具体的政策 (2)ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
11201		「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	女性団体連絡会議が実施する「男女共同参画フォーラムin北九州」を支援する。 【I-1-(1)No.1, II-2-(1)No.6と同じ】	①実施回数 ②参加者数	①31回 ②1,952人	A	地域で活動をする他の団体などと協働し、より地域の課題に沿った内容で啓発を行う。			政策局
11202		地域でジェンダー平等に関する取組を行うNPOなどの団体と協力し、地域における「広報啓発事業」を実施します。	地域団体やNPO等と協働して「広報啓発事業」を実施する。 【I-1-(1)No.2と同じ】	①実施回数 ②参加者数	①31回 ②1,106人	B	これまで以上に基本計画に掲載の課題に沿った内容で啓発を行えるよう見直す。また、啓発を受託できる団体が年々減ってきているため、実施方法を見直す。			政策局
11203		「男女共同参画センター」において、市民が企画するジェンダー平等に関する意識を高めるための活動を支援します。	ムーブフェスタでの市民企画事業を支援する。	①市民企画事業数 ②主催事業数 ③参加者数	①110事業 ②4事業 ③34,541人	A	市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援するイベントであり、例年多くの市民に好評の事業のため、今後も引き続き、幅広い市民の参加を促し、男女共同参画に関する意識を高めるための活動支援を行う。			政策局
11204		ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムにおいて、「調査・研究事業」、「交流・研修事業」、「情報収集・発信事業」、「国際研修事業」等を実施する。 【I-1-(3)No.1に再掲】	①研究報告会の実施回数、参加者数 ②ネットワークセミナーの実施回数、参加者数 ③研究誌の発行部数 ④アジア女性会議実施回数:1回、96人 ⑤国際理解セミナーの実施回数、参加者数 ⑥『Asian Breeze』の配信回数 ⑦アクセス数 ⑧国際研修回数、参加者数	① 1回 42名 ② 1回 42名 ③ 500部 ④ アジア女性会議実施回数:1回、96人 ⑤ 3回 330名 ⑥ 6回 ⑦ 212,033 ⑧ 国際研修/1回、9人(※他留学生向け研修/1回、32人)	A	【調査・研究事業】 客員研究員による調査研究を行い、調査・研究事業を充実させる。  【情報収集・発信事業】 ホームページやウェブニュースレターを通じて、タイムリーなテーマでジェンダー情報の発信を行う。 また、若い世代を効果的に取り込んでいくため、SNSを活用した情報発信を充実させる。  【交流・研修事業】 今後も④、⑧を中心に国際的視点で市民へジェンダー平等社会推進の方策や情報共有する。	No.11301		政策局

## 柱 I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

#### 具体的政策 (3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
11301		ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。 【№11204の再掲】	【 I -1-(2)№.4の再掲】		① 1回 42名 ② 1回 42名 ③ 500部 ④ アジア女性会議 /実施回数:1回、96人 ⑤ 3回 330名 ⑥ 6回 ⑦ 212,033 ⑧ 国際研修/1回、9人(※他留学生向け研修/1回、32人)	A	<b>【調査・研究事業】</b> 客員研究員による調査研究を行い、調査・研究事業を充実させる。  <b>【情報収集・発信事業】</b> ホームページやウェブニュースレターを通じて、タイムリーなテーマでジェンダー情報の発信を行う。 また、若い世代を効果的に取り込んでいくため、SNSを活用した情報発信を充実させる。  <b>【交流・研修事業】【国際研修事業】</b> 今後も④、⑧を中心に国際的視点で市民へジェンダー平等社会推進への方策や情報共有する。	№11204	政策局

#### 具体的政策 (4)多様な性のあり方への理解の促進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
11401		様々な人権課題のひとつとして、人権啓発事業の中で、多様な性のあり方への理解促進に関する広報・啓発に取り組みます。	人権週間行事や各広報媒体、視聴覚教材を用いた啓発や、「パートナーシップ宣誓制度」の周知により、性的マイノリティに関する理解促進を図る。	人権啓発行事への参加者数	7383人	A	効果検証を行い、より効果的な広報を用いた啓発活動を実施していく。		保健福祉局

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向2 男性にとってのジェンダー平等の推進

#### 具体的政策 (1)ジェンダー平等に関する男性の理解促進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
12101		働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。【No.21102, No.32104, No.41104に再掲】	市内企業に、セミナー講師やアドバイザーを派遣し、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。【Ⅱ-1-(1)No.2, Ⅲ-2-(1)No.4, Ⅳ-1-(1)No.4に再掲】【Ⅴ-2-(1)No.2と同じ】	実施回数	14回	C	今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	No.21102 No.32104 No.41104	政策局	
12102		「男女共同参画センター」において、男性にとってのジェンダー平等の意義を啓発するため、講演会などを実施します。	各種団体や企業等からの依頼に応じ、ハラスメント防止や性別による固定的役割分担意識の解消等についての理解促進のための講演会を実施する。	①実施回数 ②参加者数	①3件 ②74人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持しており、更に多くの人に知ってもらうため、広報等に取り組む。		政策局	
12103		「男女共同参画センター」において、男性の生き方や家族、仕事についての悩みなどに対し、男性のための電話相談を実施します。	男性の生き方や家族、仕事についての悩みなどに対し、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施する。	相談件数	134件	A	継続して実施する		政策局	

#### 具体的政策 (2)男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
12201		性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性が主体性をもって家事や介護に参画できるよう、男性を対象とした家事や介護に関する講座を開催します。	男性が主体性をもって家事や介護に参画できるよう、男性を対象とした家事や介護に関する講座を開催する。	①講座数 ②参加者数	①49回 エプロン:32回 おとこの魅力アツブ:8回 親子教室:2回 介護:4回 父と子の料理:3回 ②677人 エプロン:450人 おとこの魅力アツブ:104人 親子教室:16人 介護:38人 父と子の料理:69人	A	ほとんどの講座が定員以上の申込みがあり、好評である。今後も、受講生のアンケート結果を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業の実施に努める。		政策局	
12202		父親や祖父母が子育てに関する基本的な知識を取得できる講座を開催します。	北九州市では、父親や祖父母の家事育児参加の促進を推進するための講座を実施する。	実施回数	1回	A	令和7年度からは、「家族で親育ち連続講座」として対象者を男親から家族全体に拡大する		子ども家庭局	
12203		出産・育児を妊婦とそのパートナーが協力して取り組めるよう、「両親学級」「オンラインウェルカムベビー教室」を実施します。	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や育児に必要な知識等についての講座や交流会を実施する。妊婦やパートナーが参加しやすいよう、土・日曜も含め開催している。	①実施回数 ②参加者数	①47回 ②1,094人	A	今後も引き続き「両親学級」「オンラインウェルカムベビー教室」を実施する。		子ども家庭局	

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向2 男性にとってのジェンダー平等の推進

#### 具体的政策 (2)男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
12204		市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	市民センターで、市民の学びのニーズに応じた生涯学習市民講座を企画・実施する。 【I-1-(1)No.3と同じ】	家庭教育講座開設数	236講座	B	住民主体の地域づくりを促進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供する必要がある。また、オンライン配信等の積極的な利用検討が必要である。			総務市民局
12205		「家庭教育講座」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	家庭教育上の問題を学習する「家庭教育講座」を設置・実施する。 【I-1-(1)No.4と同じ】	①参加者数 ②講座数	①94,551人 ②851講座	B	市民センターが核となって家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。また、オンラインを活用するなど、家庭教育講座の開催方法について工夫する必要がある。			総務市民局

### 施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

#### 具体的政策 (1)ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
13101		若い世代が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるようジェンダー平等の視点に立った学校教育を推進します。	家庭科学習を通して、男女が協力して生活することの重要性、家庭生活での男女の望ましい役割分担について理解し、男女平等意識の育成を図るため、研修会等で指導を行う。	研修会の実施	実施	A	近年の教科書では、「男女」という文言ではなく、「家族の一員」という表現がなされている。 学校では男女混合名簿の使用や男女別での役割分担が行われており、既に「男女」により役割分担を行うことはない。今後もこの方針で指導を行っていく。			教育委員会
13102	1	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していくよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	小・中学生向けの副読本(小学生用「レッツ」・中学生用「ひびき愛」)及び指導の手引きの作成・配布を行う。	①改訂 ②配布	①時点修正を実施 ②配布	A	R8(R9～配布用)に大幅な改定を行う予定。			政策局
	2		小・中学生向けの副読本(小学生用「レッツ」・中学生用「ひびき愛」)を各教科の学習等で取り扱えるよう活用の手引きを合わせて配布する。	①配布 ②授業実施	実施	A	「新版 いのち」や「北九州子どもつながりプログラム」を特別活動や特別の教科・道徳等の年間指導計画に位置づけるように指導をしている。 男女共同に関する副読本(小学生用「レッツ」・中学生用「ひびき愛」)と活用の手引きを配布しており、各学校の実情に応じて積極的に活用するよう周知を継続する。			教育委員会

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

#### 具体的政策 (2)ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
13201		女性の理工系分野への関心を高めるため、小・中・高校生などへ啓発事業を行う大学等と連携を図ります。	女子中高生の理系進路選択支援プログラムを実施する大学等と連携する。	大学との連携	女子中高生の理系進路選択支援プログラムである「北九大サイエンスラボ from北九州」に参加し、情報共有を行った。	B	教育委員会などとも情報の共有を行いながら連携を継続する。		政策局
13202		市内の大学生等を対象に、性別にかかわらないキャリア形成について考えるきっかけとなる出前講座を実施します。	男女共同参画センターにおいて、大学生を対象とした「キャリア形成プログラム」を実施する。	①実施回数 ②参加人数	①8回 ②722人	A	各講師によって、学部に合わせた内容で講義を行っており、満足度・理解度の評価も高い。令和6年度は、7回は対面で、1回はオンラインによる講義とした。今後も時代の変化にあった内容を取り入れ、大学生のニーズに応じた講義を行っていきたい。		政策局
13203		早い段階から職業観を醸成し、各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベントの開催や、就職を考える高校生向けの情報発信等を行います。	「北九州ゆめみらいワーク」の開催や、「高校生おしごとナビ」による市内企業情報の発信等を行う。	①参加者数 ②掲載企業数	①「北九州ゆめみらいワーク」 10,178人 ②「高校生おしごとナビ」掲載51社	A	①「北九州ゆめみらいワーク」は、今年が10回目の節目の年であり、3日間の開催に加え、参加対象を従来の中高生や保護者、教員に対象を絞らず、小学生や未就学児、一般(保護者など)など、広い世代が参画可能な職業体験イベントを行う。②「高校生おしごとナビ」は、就活を控えた高校生を対象に企業をPRする動画等を掲載しているが、アクセス数が限定期であることから、事業の見直しを行い、対面型で採用担当者や先輩職員から直接話を聞くことができるイベント「高校生キャリアガイダンス」を行う予定である。		産業経済局
13204		性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、市内全中学校で「職場体験学習」を実施する。	①職場体験学習 ②実施率	・年度始めに通知を出して、取組の充実を図った。 ・年度当初に男女共同に関する副読本「ひびき愛」を生徒に配布し、ジェンダーバイアスについて考える機会を提供了した。	B	・職場体験先の確保が教職員の負担になっている場合もあるため、今後の在り方を検討していく必要がある。 ・職場体験だけでなく、企業の方がGTとして来校し、生徒が学び合う環境の設定等を行う。		教育委員会

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

#### 具体的政策 (2)ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

局名

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
13205		キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施する。	①実施回数(市役所) ②実施回数(民間)	①ー ②2社	C	市役所においては、費用対効果を勘案し取組み終了を含め検討する。 民間企業においては、コロナ禍は感染拡大の影響を考慮し積極的な実施の働きかけは行わなかったが、今後は感染症対策の工夫をした上で実施を呼びかける。			政策局

#### 具体的政策 (3)子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
13301		デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。	高校や大学等からの要請に応じ、生徒、学生、保護者等を対象とした、出前講座「デートDV予防教室」を開催する。【V-1-(1)No.2に再掲】	①実施回数 ②参加人数	①14回 ②1998人	A	受講生に対するアンケートの回答によると、講座の理解度、満足度ともに高い評価を得ている。引き続き継続して実施する。	No.51102	政策局	
13302	1	児童生徒がSNSやオンラインゲーム等インターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	青少年がSNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれないように、啓発事業を実施する。	啓発物配布校数	配布(枚) 市内小学校 127 校 市内中学校 63 校 特別支学校 8 校	A	市内の小学生～中学生に対して、引き続きメティアリテラシーに関して啓発事業を実施する。		子ども家庭局	
	2		児童生徒がインターネットを通じたトラブルに巻き込まれることを予防するため、保護者等への啓発用資料を作成・配布する。また、インターネット上のサイト等における不適切な書き込みを把握するよう監視調査を行う。	スマートフォンの利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合	小5:65.1% 中2:56.4%	A	児童生徒及び保護者に向けたネットトラブル防止の啓発チラシを作成し、配布する。SNSのトラブルを防止するため、関係機関とも連携しながら、児童生徒に向けた講演や、教職員に向けたネットリテラシーに関する研修等を今後も実施していく。		教育委員会	

## 柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

### 施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

#### 具体的政策 (3)子どもの心と体、データDVに関する理解の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
13303	1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。	思春期における健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、思春期保健の対策等について協議する。また、思春期健康教育を実施する。【V-3-(1)No.1-1に再掲】	①思春期保健連絡会の実施件数 ②思春期健康教室の実施件数	①1回 ②266回	A	今後も引き続き思春期保健連絡会での意見を踏まえ思春期健康教室を実施する。	No.53101	子ども家庭局
	2		思春期保健連絡会において情報共有を行うとともに、若年層における性感染症についての知識の普及を図る。【V-3-(1)No.1-2に再掲】	性感染症の知識についての普及啓発実施	・思春期保健連絡会議の参加 ・チラシやポスター等による普及啓発を実施	A	思春期の子どもたちの現状や課題について、他機関と情報共有を行い、若い世代の方々にも関心を持つてもらえるようなエイズや性感染症の普及・啓発活動に活用する。	No.53101	保健福祉局
	3		北九州市立小・中・特別支援学校に助産師を派遣し、「生命の尊重」に加え、児童生徒の発達段階に応じて、「思春期における心身の機能の発達」や「性感染症等」について知識の普及を図る。【V-3-(1)No.1-3に再掲】	小・中・特別支援学校での実施回数	266回	A	今後も引き続き思春期保健連絡会での意見を踏まえ思春期健康教室を実施する。	No.53101	子ども家庭局
	4		北九州市立小・中学校で、思春期の児童生徒とその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。【V-3-(1)No.1-4に再掲】	①性に関する指導実施校割合 ②健康教育の実施校割合	①100% ②100%	A	現代社会における性情報の氾濫をうけ、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるように指導している。 今後も、児童生徒を取り巻く状況を踏まえた指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	No.53101	教育委員会
13304		児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けてジェンダー平等の理解を促進します。	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付け、幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情を十分に考慮するとともに、各教科との関連を図る。	健康教育を教育指導計画に位置付ける割合	100%	A	今後も継続して、健康教育に関する年間指導計画を各学校において立案し、各教科との関連を図りながら、幼児児童生徒の実態や保護者・地域の実情に応じた指導の充実に努める。		教育委員会

## 柱II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

### 施策の方向1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大

#### 具体的政策 (1)企業における女性の参画拡大についての意識改革

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
21101		企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	HP等での先進事例の紹介や、研修会を実施する。また、企業・団体を対象とした、北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰を実施し、その取組を広くPRする。【III-2-(1)No.1, IV-1-(1)No.1へ再掲】	①先進事例の紹介回数 ②研修会回数 ③表彰受賞者数	①7回 ②2回 ③4社	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図る。また、表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。	No.32101 No.41101	政策局	
21102		働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。【No.12101の再掲】	【I-2-(1)No.1の再掲】		14回	C	今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	No.12101 No.32104 No.41104	政策局	
21103		男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。	市民及び企業等の意識向上を図るため、子育て支援や働き方改革など、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業・団体を対象に北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰を実施し、その取組を広くPRする。【III-2-(1)No.2, IV-1-(1)No.3へ再掲】	表彰受賞者数	4社	A	表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。また、実践事例を市内企業・市民へより効果的な方法で広報することで、取り組みを市内全域へ広げていく。	No.32102 No.41103	政策局	
21104	1	働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。	働く女性のネットワークづくりを応援するための講座、ステップアップ講座の修了生対象のフォローアップ講座を開催する。【III-2-(2)No.1へ再掲】	①講座数 ②参加者数	①13回 ②186人 ③お役立ち:9回 ④ムーブカフェ:2回 ⑤フォローアップ:38人 ⑥お役立ち:126人 ⑦ムーブカフェ:22人	A	フォローアップセミナーは、過去より実践的なプログラムで実施した。お役立ちワントピントセミナーは11年目の開催で各回定員を超える申込みがあり、順調である。今後とも参加者の裾野をさらに広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直しながら引き続き実施する。	No.32201	政策局	
	2		企業等の女性管理職や管理職に相当する女性社員のスキルアップ、ネットワーク形成を支援するセミナーを開催する。【III-2-(2)No.2へ再掲】	参加延べ企業数	—	E	福岡県が実施している女性人材育成プログラムへの参加を促すとともに県と連携して働く女性のスキルアップを支援する。	No.32202	産業経済局	

## 柱II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

### 施策の方向2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

#### 具体的政策 (1)地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
22101		自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	自治会や校区まちづくり協議会の会長・副会長等、PTA会長、市民センター館長、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員などの女性比率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表する。	①区自治総联合会会長 ②自治連合会(自治区・地区・校区会長) ③自治連合会(町内会長) ④校区まちづくり協議会会長 ⑤PTA会長 ⑥市民センター館長	①0.0% ②4.9% ③19.9% ④6.6% ⑤— ⑥69.8%	A	引き続き女性参画率の把握に務める。なお、PTA会長の参画率については、教育委員会においても把握ができないとのこと。			政策局
22102		政策・方針決定過程の女性の参画状況などジェンダー平等に関する情報をホームページなどで発信します。	男女共同参画センターのホームページに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集」のデータを定期的に更新し、最新の情報を提供していく。	追加データ数	27点	A	北九州市の男女共同参画の状況を共有すべく、今後も最新の統計データを更新してホームページに掲載する。			政策局
22103		国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、平成29年度に新設した北九州市表彰「男女共同参画功労」部門を継続していく。	表彰受賞者数	5名	A	引き続き表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信する。			政策局
22104		生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	地域活動の担い手、リーダーを目指す女性を対象に、男女共同参画やジェンダーの問題、地域課題の捉え方の他、価値観の違いを乗り越えともに活動していくためのスキルについて、実践的に学ぶ講座を実施する。	①研修生数 ②報告会参加者数	応募者がなかったため中止	E	受講しやすい講座とするため、回数・時間等の見直し(市政、地域の実践事例等)を行った。			総務市民局
22105	1	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	地域の女性リーダー育成のため、北九州市女性団体連絡会議と連携及び協働を図る。	支援の実施	例月役員会への出席 総会時の講演 等	A	引き続き、北九州市女性団体連絡会議と連携・協働し、地域の女性リーダーの育成に務める。			政策局
	2		女性団体連絡会議が実施する「男女共同参画フォーラムin北九州」を支援する。【I-1-(1)No.1-1, I-1-(2)No.1と同じ】	①実施回数 ②参加者数	①31回 ②1,952人	A	地域で活動をする他の団体などと協働し、より地域の課題に沿った内容で啓発を行う。			政策局
22106		市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	市内で活動している女性学習グループ(北九州市婦人団体協議会、北九州市婦人会連絡協議会、北九州婦人教育研究会、北九州市婦人教育推進会)の育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施する。	①機関紙発行回数/部数 ②研修会回数/参加者数	①2回/各5,500部 ②2回/計46名	A	会員の高齢化が進んでいる。今後、活動状況や運営方法を踏まえ、必要な見直しを図るとともに、継続して支援していく必要がある。			総務市民局

## 柱II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

### 施策の方向3 市における方針決定過程への女性の参画拡大

#### 具体的政策 (1)市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
23101		市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	市の付属機関等への女性参画向上に向けて、女性委員の参画状況調査を実施する。	女性委員参画率	51.4%(R6.6)	A	女性委員の参画率についての趣旨は理解できても、構成団体そのものの事情により、女性委員の確保が困難な付属機関等が難しい件が多くある。			政策局
23102		市の付属機関や市政運営上の会合における会長、委員長の女性比率を把握するとともに情報発信します。	市の付属機関等の会長、委員長の女性率向上に向けて、現状把握と情報発信を行う。	会長職における女性比率	15.5(R7.6)	B	女性比率が減少傾向にあるため、取組みの趣旨を理解しただけるよう情報発信に努める。			政策局

#### 具体的政策 (2)市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
23201		「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修等を実施する。	メンター研修実施回数	2回実施(7月に導入研修、11月に終了研修)	A	研修実施方法を見直し、より多くの職員が参加しやすい研修にする。			総務市民局
23202		部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。【IV-1-(2)No.2と同じ】	イクボス研修実施	1回	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、継続して「第2期北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施するとともに、両立支援制度等の効果的な周知を行う。			政策局
23203		市立学校における女性管理職比率を向上させるため、人材の発掘と育成を行います。	公立学校管理職等候補者選考においては、校長会を通じて、管理職からの受験勧奨等の声かけを徹底する。学校訪問や研修等で、指導力の高い人材や学校経営に参画している人材等を発掘し、性別や年齢、経験年数にとらわれない人材育成を強化するため、ワーク＆ライフ・デザイン研修による意識の醸成を図る。	女性の校長・教頭候補受験率	校長職:24.0% 教頭職:20.1%	A	今後も校長会等への働きかけや研修を継続的に実施する。			教育委員会
23204		市立学校における女性管理職比率を向上させるため、働きやすい職場環境を推進します。	業務改善・働き方改革を推進する学校の好事例を周知し、働きやすい職場環境の実現を図る。「学校における業務改善プログラム」を学校と連携することで着実に推進する。	市立学校等における管理職に占める女性比率	校長職:28.2% 教頭職:27.6%	A	在校等時間の正確な把握や、通信等における業務改善の取組みの好事例共有などを通じて、働きやすい職場づくりの促進等を行うとともに、性別にとらわれない能力主義による管理職への積極的登用を行う。			教育委員会

## 柱II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

### 施策の方向4 政治分野への女性の参画拡大

#### 具体的政策 (1)政治に関心を持つ人材の育成

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
24101		子どものころから、政治を正しく理解し、政治に関心を持つよう、学校教育において主権者教育を実施します。	小・中学校の社会科や特別活動、総合的な学習の時間等で主権者教育を実施する。 また、選挙管理委員会の出前授業などを活用して、選挙に関心をもてるような取組を行う。	実施率	実施	A	各小中学校においては、社会科の学習等において、主権者教育を今後も行っていく。 また、引き続き、政治を正しく理解し、関心を持つもらうために、選挙管理委員会による出前授業などを紹介していく。		教育委員会
24102		女性の政治分野への参画を促す講座等の開催や情報発信を行います。	政治分野をテーマにした講座等の開催、ホームページや情報誌などで情報を発信する。	実施回数	実施回数(講座):1回	A	受講者や社会のニーズを踏まえ、引き続き女性の政治分野への参画を促す講座等の実施に努める。		政策局
24103		政治を身近に感じ、将来の投票参加を促すため、小・中・高校生等を対象とした出前授業や模擬投票等を実施します。	小・中・高校生を対象にした出前授業や親子を対象にした模擬投票等を実施する。	実施回数	①模擬投票23回 ②リーダー研修会1回	A	①継続実施 ②女性の政治参画を推進するために、まちの政治をみつめよう学級事業におけるリーダー研修会にて講演を実施		行政委員会事務局

## 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

### 施策の方向1 女性の就業・起業支援

#### 具体的な政策 (1)女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
31101	1	「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。	女性のはたらくことに関する相談にキャリアコンサルタント等のカウンセラーが応じる。	相談件数	9,031人	A	引き続き相談を通して、あらゆる世代の女性が自分らしい生き方やはたらき方を見つけ、新しい歩を踏み出せるよう後押しする。			産業経済局
	2		女性の就職・子育てとの両立・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。【Ⅲ-1-(2)No1, Ⅲ-3-(1)No1と同じ】	①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①8,053人 ②1,877人 ③576人	B	新規利用者獲得のため、令和6年度に引き続き出張ミニセミナー等を実施し、ウーマンワークカフェ北九州の積極的な周知・広報を図る。			産業経済局
31102		「若者ワークプラザ北九州」で、若者等の就業に関する相談や職業紹介等を実施します。	概ね40歳までの若年者及び就職氷河期世代の求職者を対象に、就業相談、カウンセリング、就業関連情報の提供、セミナー、職業紹介等を実施する。	就職決定者数	1041人	A	引き続き、就業相談、各種就業関連情報の提供、セミナー及び職場体験、職業紹介等の実施による就業支援を行う。			産業経済局
31103		「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談に対応します。	臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員等を配置して、子育てや就労、心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権侵害等の相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。	①こころと生き方の一般相談 ②性別による人権侵害相談 ③女性のための元気アップ相談 ④男性電話相談 ⑤弁護士による無料法律相談	①3,434 ②111 ③175 ④134 ⑤160	A	今後も実施予定			政策局
31104	1	国や県の労働関係機関等と連携し、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶ「就職セミナー」等を実施する。	①実施回数 ②参加延べ人数	①1回 ②4人	A	県との共催で、介護事務受講者向けの就職サポートセミナーを実施した。今後も引き続き関係機関と連携し、ニーズに合わせた事業を行い、就業支援につなげていく。			政策局
	2		県と連携し、解雇や賃金未払い、ハラスメントなどの労働相談に対応する。	相談者数	63人	A	引き続き、国や県と連携し、労働者から寄せられる労働条件やパワーハラスメントへの対応、解雇など、多岐にわたる相談に対応する。			産業経済局

### 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

#### 施策の方向1 女性の就業・起業支援

##### 具体的政策 (2)女性の就職支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容 R6年度	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
31201		「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や就業を支援します。	女性の就職・子育てとの両立・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。【Ⅲ-1-(1)No.1-2, Ⅲ-3-(1)No.1と同じ】	①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①8,053人 ②1,877人 ③576人	B	新規利用者獲得のため、令和6年度に引き続き出張ミニセミナー等を実施し、ウーマンワークカフェ北九州の積極的な周知・広報を図る。	No.33101	産業経済局
31202		「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を広げるため再就職及び資格(医療・介護等)取得講座を開催する。【Ⅲ-3-(1)No.2へ再掲】	①講座数 ②参加延べ人数	①36回 就職応援:1回 医療:22回 介護:13回 ②415人 就職応援:4人 医療:272人 介護:139人	A	受講者や社会のニーズを踏まえ、より就労支援アップにつながるような充実した事業の実施に努める。	No.33102	政策局
31203		保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施します。	待機児童の解消に向け保育士等の人材を確保するため、保育士等就職支援事業で、保育士資格取得見込の学生等を対象に就職説明会を実施する。	実施回数	6回	A	保育所連盟と協力し、ホームページやインスタグラムを活用した就職説明会の周知や保育士養成校へメールでの案内を行い、北九州市の保育の魅力を伝え人材確保につなげていく。		子ども家庭局
31204		多子世帯の子育てを支援するため、第2子以降の保育料の無償化を実施します。	保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料を無償化する。	無償化対象児童数	3949人	A	事業を継続し、多子世帯の子育て支援を行う。		子ども家庭局

## 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

### 施策の方向1 女性の就業・起業支援

#### 具体的政策 (3)女性の起業支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
31301		女性の多様な働き方を支援するため、起業に関する相談やセミナーを、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に開催します。	起業に関する相談やセミナー、先輩起業家との交流会を、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に開催する。	延べ参加人数	229人	A	令和6年度に引き続き、多様な働き方支援事業を実施する。起業前から起業間もない時期にある女性を対象に、起業に関する相談やセミナー、先輩起業家との交流会を開催する。			産業経済局
31302		起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	創業支援の拠点施設COMPASS小倉(正式名称:北九州テレワークセンター)において、起業等のインキュベーション支援として、オフィスやコワーキングを整備、また、インキュベーションマネージャーを配置し、女性を含め、創業時の事業計画の作成や法人登記手続きなどを支援する。	創業に関する相談件数	653件	A	創業全般に関する総合相談窓口として、各支援機関と連携しながら幅広い相談に対応していく。			産業経済局
31303		新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	新たに事業を開始しようとする起業家や創業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナー等を開催する。	①実施回数 ②参加者数	①2回 ②49名 (うち女性23名)	B	他の創業支援施設と連携を図りながら、PR強化を図る。また、起業時や起業後間もない時期に必要な最新の情報を取り入れながら受講者のニーズに合ったセミナーを目指す。			産業経済局
31304		起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。	開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な資金を融資し、中小企業の事業立上げから事業拡大期までの資金繰りを支援する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①423件(うち女性94件) ②292件(うち女性60件) ③1,458,454千円(うち女性199,280千円)	B	女性の開業資金については融資申込件数・貸出実績・貸出金額いずれも前年度と比較して減少しているが、取組に関しての問い合わせは多く、引き続き開業資金制度の適切な運用を行っていく。			産業経済局
31305		商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改裝費の一部を補助します。	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助する。(開業支援事業)	補助件数	47件	A	R7年度より補助上限額を見直し ・通常枠:50万円(75万円から減額) ・若者・女性応援枠:75万			産業経済局
31306		農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農業参加の機会を確保し、共同経営者となることを促すため、家族経営協定の締結促進を促す。	家族経営協定の件数	62件	B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、担い手の確保へつなげていく。			産業経済局

## 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

### 施策の方向2 女性が働き続けることができる環境づくり支援

#### 具体的政策 (1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
32101		企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。【No.21101の再掲】	【II-1-(1)No.1の再掲】		①7回 ②2回 ③4社	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図る。 また、表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。	No.21101 No.41101	政策局	
32102		男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【No.21103の再掲】	【II-1-(1)No.3の再掲】		4社	A	表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。 また、実践事例を市内企業・市民へより効果的な方法で広報することで、取り組みを市内全域へ広げていく。	No.21103 No.41103	政策局	
32103		企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。	HP等での先進事例の紹介や、研修会等を実施するとともに、北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)会議を開催し、経営者・管理職の意識改革につなげる。【4-1-(1)No.2へ再掲】	①先進事例の紹介回数 ②研修会回数 ③KDN会議の開催数	①7回 ②2回 ③2回	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していく。	No.41102	政策局	
32104		働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。【No.12101の再掲】	【I-2-(1)No.1の再掲】		14回	C	今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	No.12101 No.21102 No.41104	政策局	
32105		ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。	ダイバーシティに取り組む企業と北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)を形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行なう。	KDN会議の開催数	2回	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。		政策局	
32106		公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	業者登録における格付けの際に、子育て支援、男女共同参画、ワークライフバランスに係る表彰を受賞した企業や取り組みを行なった企業に対し、インセンティブを付与する。【IV-1-(1)No.8へ再掲】	市の入札参加資格業者に対する評価対象業者数 建設工事業者数 559者 物品等供給業者数 484者	A	評価対象業者数は一定数を維持しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考える。	No.41108	技術監理局		

## 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

### 施策の方向2 女性が働き続けることができる環境づくり支援

#### 具体的政策 (1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
32107		工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	工事の総合評価落札方式の評価区分「市の施策への協力」に「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進」を、評価区分「建設業の人才の確保・育成」に「若手・女性技術者の配置」を設定し、基準を満たす場合に加点する。【IV-1-(1)No.9へ再掲】	基準を満たす件数	53件	A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。	No.41109	技術監理局	
32108		市が発注する設計業務委託において、優れた技術等で貢献した女性技術者等を表彰します。	本市が発注する設計業務委託において成績評定が良好なものうち、優れた技術等で貢献した女性技術者等の表彰を行う。	表彰候補者リスト登録者数	1件	A	一人一回としている受賞回数について、社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。		技術監理局	
32109		優秀な若者や女性等の人材確保に取り組む中小企業に対し、従業員の働きやすさを向上させる先進的な職場環境改善を行う費用の一部を助成します。	他の市内企業のモデルとなるような先進的な職場環境改善の取組に対し、工事費等の一部を助成。 採択における評価項目内に「女性活躍の推進体制」を設定。	①交付件数 ②交付金額	クールオフィス・サポート助成金 ①6社 ②5,300千円	A	従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金(交付金予算8,926千円)、北九州発!「女性が輝くリーディングカンパニー」創出助成金(交付金予算15,000千円)の実施。		産業経済局	
32110		女性や高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて、DE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)を推進します。	企業における多様な人材の活躍を推進するため、セミナー等を実施するなど意識啓発に努める。	実施	・対面 14名 ・オンライン 7名	B	引き続き、多様な人材が活躍できる環境づくりを啓発するセミナー等を実施する。		産業経済局	

#### 具体的政策 (2)女性のキャリア維持・向上支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
32201	1	働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。【No.211104の再掲】	【II-1-(1)No.4の再掲】		①13回 フォローアップ:2回 お役立ち:9回 ムーブカフェ:2回 ②186人 フォローアップ:38人 お役立ち:126人 ムーブカフェ:22人	A	フォローアップセミナーは、過去より実践的なプログラムで実施した。お役立ちワンポイントセミナーは11年目の開催で各回定員を超える申込みがあり、順調である。今後とも参加者の裾野をさらに広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直しながら引き続き実施する。	No.21104	政策局	
	2		【II-1-(1)No.5の再掲】		—	E	福岡県が実施している女性人材育成プログラムへの参加を促すとともに県と連携して働く女性のスキルアップを支援する。	No.21104	産業経済局	

## 柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

### 施策の方向3 女性の再就職支援

#### 具体的な政策 (1)女性が再び働くことに関する支援の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
33101		「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や再就職を支援します。【No.31201の再掲】	女性の就職・子育てとの両立・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。【Ⅲ-1-(1)No.1-2, Ⅲ-1-(2)No.1と同じ】	①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①8,053人 ②1,877人 ③576人	B	新規利用者獲得のため、令和6年度に引き続き出張ミニセミナー等を実施し、ウーマンワークカフェ北九州の積極的な周知・広報を図る。	No.31201	産業経済局	
33102		「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。【No.31202の再掲】	【Ⅲ-1-(2)No.2の再掲】		①36回 就職応援:1回 医療:22回 介護:13回 ②415人 就職応援:4人 医療:272人 介護:139人	A	受講者や社会のニーズを踏まえ、より就労支援アップにつながるような充実した事業の実施に努める。	No.31202	政策局	
33103		働く意欲と行動を喚起するため、未就業女性を対象として、ミニセミナー等を行います。	未就業女性が利用する親子ふれあいルーム等で、就業への意識啓発、行動喚起のためのミニセミナー等を実施し、就業の周知・啓発を行う。	参加延べ人数	271人	A	引き続き、親子ふれあいルーム等で就業の交流会を実施する。		産業経済局	
33104		未就業女性の就職を促進するため、女性と企業の交流会を開催します。	女性と企業の交流の場を設け、業界に対する女性の意識変化や、女性に選ばれるための企業の気づきの機会を創出する。	参加延べ人数	260人	A	令和7年度はパソコンスキルを身につけた女性と企業との交流会を実施する。		産業経済局	
33105		就業支援施設において再就職を支援するとともに、ITなどの成長分野や、人手不足業種への就職を促進するためリスキリングを実施します。	「若者ワークプラザ北九州」や「高年齢者就業支援センター」において、就業相談、カウンセリング、就業関連情報の提供、セミナー等を実施するとともに、IT技術やデジタル・ビジネススキルを学ぶ講座の開催、フォーカリフトや介護職員初任者研修などの資格取得支援など、リスキリングによる就業支援を実施する。	就業支援施設の就職決定者数	2,096人	A	引き続き、両施設で連携し、就業相談、各種就業関連情報の提供、セミナー及び資格取得支援の実施による就業支援を行う。		産業経済局	
33106		保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	保育士等就職支援事業で、保育士や看護師等の資格保持者のうち、その職に就いていない人(潜在保育士)を対象に再就職に繋げるための研修会を実施する。	実施回数	4回	A	HPやSNSなどを活用し広報活動を行い、参加人数の増加を図る。保育の魅力発信を行い人材確保につなげていく。		子ども家庭局	

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

#### 具体的政策 (1)企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
41101		企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。【No.21101の再掲】	【II-1-(1)No.1の再掲】		①7回 ②2回 ③4社	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図る。 また、表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。	No.21101 No.32101	政策局
41102		企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。【No.32103の再掲】	【III-2-(1)No.3の再掲】		①7回 ②2回 ③2回	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していく。	No.32103	政策局
41103		男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【No.21103の再掲】	【II-1-(1)No.3の再掲】		4社	A	表彰受賞企業に関する情報発信の機会を充実させ、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。 また、実践事例を市内企業・市民へより効果的な方法で広報することで、取り組みを市内全域へ広げていく。	No.21103 No.32102	政策局
41104		働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。【No.12101の再掲】	【I-2-(1)No.1の再掲】		14回	C	今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。	No.12101 No.21102 No.32104	政策局
41105		企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)を中心に啓発事業を行います。	「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を開催し、各構成員(北九州商工会議所、企業、NPO法人等)がそれぞれの立場、または協議会で様々な取組を実施する。また、11月をワーク・ライフ・バランス推進月間と位置づけ、市内企業にワーク・ライフ・バランスの推進を呼びかける。	表彰受賞企業数	4社	A	今後も「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を開催し、企業や地域の様々な活動と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。		政策局
41106		ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を実施する。	子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を実施する。	実施回数(民間)	2社	C	コロナ禍は感染拡大の影響を考慮し積極的な実施の働きかけは行わなかつたが、今後は感染症対策の工夫をした上で実施を呼びかける。		政策局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

#### 具体的政策 (1)企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
41107		ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた中小企業の事業展開に必要な資金を融資する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①3件 ②3件 ③50,500千円	B	コロナ関連融資に資金需要が流れたこともあり、本融資の利用は3件にとどまっている。今後は、救済型のコロナ関連融資から企業再生型の融資に軸足がシフトしていくものと考えられ、長期的には利用は増加していくものと思われる。			産業経済局
41108		公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。【No.32106の再掲】	【III-2-(1)No.6の再掲】		建設工事業者数 559者 物品等供給業者数 484者	A	評価対象業者数は一定数を維持しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考える。	No.32106		技術監理局
41109		工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。【No.32107の再掲】	【III-2-(1)No.7の再掲】		53件	A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。	No.32107		技術監理局
41110		企業に対し、働き方改革推進に関する国や県の取組について周知・広報を行います。	働き方改革推進に向けた情報を、市ホームページや中小企業向けの情報誌などに掲載する。また、県との共催による働き方改革基本セミナーを実施する。	実施	市ホームページなどにおける情報発信や福岡県との共催によるセミナー(参加者:36人)を実施した。	A	引き続き働き方改革推進に向けた周知・広報に取り組む			産業経済局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

#### 具体的政策 (2)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
41201		「北九州市DX推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進します。	令和3年12月に策定した「北九州市DX推進計画」に基づき、業務内容に応じた柔軟な働き方や生産性向上等に向けて、職員が働きやすい職場環境の整備を行うオフィス改革の推進を図る。	オフィス改革の実施	市役所本庁舎全体のオフィス改革コンセプトを策定するとともに、3階(政策局・危機管理室)でオフィス改革を実施した。	A	R6年度に策定した市役所本庁舎のオフィス改革コンセプトに基づき、引き続きオフィス改革を実施する。		政策局
41202		管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。【Ⅱ-3-(2)No.2と同じ】	イクボス研修の実施	1回	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、継続して「第2期北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施するとともに、両立支援制度等の効果的な周知を行う。		政策局
41203		男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	イクボスの推進や子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて育児参加しやすい職場風土の醸成を図り、男性職員の育児参加を促進する。	①パパ職員・イクボス面談実施に向けた説明会の実施 ②イクボス研修の実施	①なし ②1回	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、継続して「第2期北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施するとともに、両立支援制度等の効果的な周知を行う。		政策局
41204		職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施する。	①新規採用職員研修 ②新任係長向けブレイクボス研修 ③新任課長向けイクボス研修	①1回 ②2回 ③2回	A	職員が育児や介護等のライフスタイルの変化に応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもつて活躍できる職場を目指すため、今後も継続して職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。		政策局
41205		ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所で実施します。	子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を実施する。	実施回数(市役所)	—	D	市役所においては、費用対効果を勘案し取組み終了を含め検討する。		政策局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

#### 具体的政策 (3)地域活動やボランティア活動への参画促進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
41301		市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施する。	①実施回数 ②参加者数	①4,780回 ②94,551人		B	住民主体の地域づくりを促進するため、地域の特色を生かした講座、地域問題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多様な学習機会を提供する必要がある。また、オンライン配信等の積極的な利用検討が必要である。		総務市民局
41302		NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	NPO・市民活動、協働等に関する相談対応や情報提供、ネットワークづくりを行う。	サポートセンター利用者数	13,848人		B	市民活動の促進のため、引き続き相談対応や情報提供等を行っていく。		総務市民局
41303		退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を生かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成する。	①入塾者数 ②卒塾後、アンケート調査にて社会貢献活動等を行っていると回答した人の割合	①12人 ②83.4%		C	地域社会の創り手を担う高齢者リーダーやアクションを起こす人材を育むため、学識経験者等による座談会の意見等を踏まえ、今後のあり方を検討、見直す		保健福祉局
41304		高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図るため、「年長者研修大学校」で講座等を開催する。	①受講者数 ②修了後、アンケート調査にて地域活動を行っていると回答した人の割合	①880人 ②45.5%		C	上記の取組に加え、R7年度からの指定管理業務において、DXや就業推進など時代やニーズに対応した講座の実施を仕様に追加		保健福祉局
41305		ボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、関係機関との連携による情報収集・発信等のボランティア活動支援を行う。	①登録団体数 ②登録人数 ③相談件数	①612団体 ②18,189人 ③37,890件		A	今後は、研修等の人材の育成から実際の活動につなげる活動支援までを一体的に実施していくことで、より一層市民のボランティア・市民活動への参画を促進し、地域福祉の向上を図っていく。		保健福祉局
41306		65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	65歳以上の高齢者が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業を実施する。	①ボランティア活動人数 ②活動回数 ③「日々の生活に張り合いかが出てきた」の選択割合60%	①1,287人 ②396件 ③46.3%		B	他の介護人材確保等の取組状況を踏まながら、効果的・効率的な事業手法を検討する。		保健福祉局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

#### 具体的政策 (1)子育て環境の整備、充実

No	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
42101		保護者の就労形態の多様化や冠婚葬祭等の理由による一時的な保育等に対応するため、延長保育、夜間保育及び休日保育等の特別保育事業を実施します。	保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や夜間・休日に子どもを預かる保育などを実施する。	①延長保育児童数 ②夜間保育児童数 ③休日保育児童数	①7,603人/年 ②452人/年 ③1,758人/年	A	①特別保育事業 利用者の動向を踏まえながら事業を継続する。		子ども家庭局
42102		児童の病気による保護者の保育ニーズに対応するため、病児保育を実施します。	病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、病児保育を実施する。	病児保育施設数	14箇所	A	病児保育の利用ニーズを踏まえた対応と、事業の周知、利用促進に努める。		子ども家庭局
42103		保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や運営内容の充実を図ります。	放課後児童クラブについて、希望するすべての児童を受け入れるため、開所時間の拡大や登録児童数を見据えた施設整備を行う。また、運営内容を充実させるため、研修の充実や支援員等相互の交流・情報交換、特別な配慮を要する児童などへの対応の指導・助言を行う臨床心理士等の巡回派遣を行い、支援員等の資質向上を図る。	①クラブ登録児童数 ②施設整備クラブ数 ③臨床心理士等派遣回数	①12,948人 ②5ヶ所 ③235回	A	放課後児童クラブの運営体制を充実させるため、施設整備やクラブによる自己評価を引き続き行う。また、児童への対応について、支援員等への研修内容の充実、臨床心理士等の巡回派遣による特別な配慮を要する児童への支援を行う。		子ども家庭局
42104		仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほつと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	仕事の都合や子どもの軽い病気の時に、ボランティア組織「ほつと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図る。	①会員数 ②活動件数	①3,716人 ②8,963件	A	今年度から子育てと仕事の両立て負担が大きくなる育休復帰前後の期間をサポートする支援を行うなど拡充する。		子ども家庭局
42105		乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営する。	親子ふれあいルーム利用者数(保護者)	27,757人	A	子育てに関する相談の場や交流の場として多くの親子に利用されている。運営にあたるスタッフからの意見も取り入れながら引き続き、運営していく。		子ども家庭局
42106		区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、関係機関と緊密に連携し、それぞれの相談内容に応じた包括的・継続的支援を行います。	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	相談件数	76,539人	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。		子ども家庭局
42107		子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	子育て中の人が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、「こそだて情報」の内容の充実を図るとともに、ホームページ「子育てマップ北九州」や市の公式SNSを活用した情報提供を行う。	①「こそだて情報」発行 ②「子育てマップ北九州」アクセス数	①35,000部 ②253,728件	A	紙資料の作成・配布だけでなくSNSも活用するなど、引き続き幅広く子育てに役立つ情報を周知していく。		子ども家庭局
42108		乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。	赤ちゃんの駅の年度末登録施設数	511カ所	A	地域全体で安心して子どもを産み育てができる生活環境づくりを引き続き進め。R7.7からは、授乳が可能な登録施設において、新たに授乳マークの掲示も行う。		子ども家庭局
42109		市営住宅の入居者募集において、子育て世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	市営住宅の定期募集において、子育て世帯(18歳未満の子と同居する世帯)に対し優先的な入居の取扱いとして、一般募集枠(抽選)とは別枠で、「新婚・子育て世帯募集(抽選)」において「子育て世帯」枠を確保する。	募集戸数	①募集戸数:90戸 ②応募件数:182件	A	今後も継続的に、子育て世帯向けの募集戸数を確保していく。		都市整備局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

#### 具体的政策 (2)ひとり親家庭への支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
42201		ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指すため、ひとり親や寡婦の生活上の悩みや相談を受け、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。	母子・父子福祉センター利用者数	9,607人	B	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。		子ども家庭局	
42202		ひとり親家庭の親が就職し自立するため、就職に有利な資格取得や教育訓練のために支給する「高等職業訓練促進給付金」「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。	ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親に対し、就職に有利な資格取得のために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職のための教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」を給付する。	受給者数	166人	B	事業を継続し、あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。		子ども家庭局	
42203		ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。	貸付件数	65件	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き貸付事業を継続実施する。		子ども家庭局	
42204		ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	派遣件数	63件	B	派遣件数が減少傾向にあるので、周知を徹底し利用促進を行う。		子ども家庭局	
42205		市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	市営住宅の定期募集において、一般募集枠(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に対し優先的な入居の取扱いとして、住宅困窮者募集(点数選考)「母子・父子世帯」枠を確保する。【V-4-(2)No.3へ再掲】	募集戸数	①募集戸数:113戸 ②応募件数:134件	A	今後も継続的に、母子・父子世帯向けの募集戸数を確保していく。	No.54203	都市整備局	
42206		ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等による情報提供を行う。【V-4-(2)No.4へ再掲】【V-1-(4)No.4と同じ】	セーフティネット住宅登録戸数	協議会で協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等による情報提供を行った。	B	引き続き、協議会において協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等で情報提供を行う。	No.54204	都市整備局	

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

#### 具体的政策 (3)高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
42301		認知症に対する理解を深めるため、「認知症センター養成講座」を実施します。	認知症センター養成講座の実施について積極的な働きかけを行う。	認知症センター講座参加者数	5,833人	A	自治会等に加え、民間企業やこども・学生など幅広く、認知症センター養成講座の普及啓発に努め、より多様な認知症センターの養成に取り組む。			保健福祉局
42302		仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)を実施する。	①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①48,094人 ②219,975件	B	地域包括支援センターは、高齢者だけでなく介護者の相談窓口であるが、そのことがあまり知られていない。介護の負担を感じている方や、介護と仕事を両立させることに不安を感じる方々への情報提供と支援を行うには、地域包括支援センターの認知度を高めることが必要である。介護者の年齢層が幅広いため、効果的な情報発信方法を考える必要がある。引き続き、子ども家庭局や産業経済局等と協力し、PR活動を強化して早期に適切な支援につなげていく。また、「まちかど介護相談室」の周知も併せて行う。			保健福祉局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

#### 具体的政策 (3)高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
42303	1	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	障害のある人のための在宅サービス「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「生活介護」、「訪問入浴サービス」などを実施する。	①居宅系 ②移動支援 ③生活介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①2,235人/月 ②446人/月 ③3,004人/月 ④567人/月 ⑤170人/月 ⑥21人/月	B	①、③、④→順調にサービスが提供されているため、今後も適切なサービスの提供に努める。 ②→利用者のニーズ把握や国の動向に注視して、事業の充実を図る。 ⑤→今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取り組みを行う。 ⑥R7年度より週1回(5月～10月は週2回)→年間78回までに変更した。今後も利用者のニーズ等に注視して適切なサービス提供に努める。		保健福祉局
	2		高齢者が支援や介護が必要な状況でも、住み慣れた地域で日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。	居宅サービス利用者数(実人数)…人/月	35,998人/月	B	介護が必要な人に訪問・通所等の在宅サービス・地域密着型サービスを安定的に提供できるよう、適正な運営に努める。		保健福祉局
	4		高齢者に対する介護支援などのサービスの充実を図るため、介護サービス従事者研修を開催する。	①開催回数 ②受講者数	①50回 ②1,699人	B	介護サービスの質の向上を図るため、研修の受講率やニーズ等を適切に把握し、より充実した事業となるよう検討を行っていく。		保健福祉局
	5		介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るための講座や研修会等を実施する。	①開催回数 ②受講者数	①108回 ②1,358人	A	介護テクノロジー機器の活用や排泄ケアに関するテーマも一体的に実施。週末や夜間開催等も新たに取り入れ、より幅広い市民や支援者の参加を推進する。		保健福祉局
42304		介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じた悩み事への相談対応を行う。	①認知症・若年性認知症介護家族交流会の実施 ②認知症・介護家族コールセンターの実施	①開催回数12回 参加者数92人 ②相談件数397件	A	介護家族の不安や悩みを軽減するため、引き続き相談事業の周知に努め、介護家族への支援を行っていく。		保健福祉局
42305		障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。【V-1-(2)No4-2と同じ】	相談件数	8,980件	B	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)を含めた相談者一人一人に寄り添った丁寧な相談支援方法により、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになります。		保健福祉局

## 柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

#### 具体的な政策 (3)高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
42306		地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)	地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,157件 ②44,972件 ③153,583件 ④216,712件	B	複合的な問題(認知症、精神疾患、8050問題などが重なった状態)を抱える場合、相談は長期化しやすい。このような状況に対処するためには、関係機関との連携を強化し、地域ケア会議や研修を充実させることで、地域包括支援センターの職員のスキルアップを図る必要がある。また、「まちかど介護相談室」を引き続き活用し、土日祝日も相談体制を維持して、ヤングケアラーやダブルケアといった問題にも対応していく。		保健福祉局
42307		「高齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畠」が連携し、中高年齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	「高齢者就業支援センター」において、就業相談やカウンセリング、セミナー等を実施するとともに、シニア・ハローワーク等関係機関と連携して中高年齢者の就業を支援する。	【高齢者就業支援センター】 就職決定者数	1,055人	A	引き続き、高齢者就業支援センターとシニア・ハローワーク戸畠が連携し、効果的・効率的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。		産業経済局
42308		「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時的・短期的な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	高齢者に臨時的・短期的な就業の機会を提供する北九州市シルバー人材センターを支援し、就業を通じた高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。	【シルバー人材センター】 ①会員数 ②就業人數	①2,644人 ②2,083人	A	働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの役割は引き続き重要なため、センターへの支援を継続する。		産業経済局
42309		「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	「北九州障害者就業・生活支援センター(国・県)」及び「北九州市障害者就労支援センター(市)」が「北九州障害者しごとサポートセンター」として、一体的に、障害のある人の就労を支援する。	①相談・支援件数 ②新規登録者数 ③就職件数 ④職場訪問による定着支援件数	①10,725人 ②228人 ③81人 ④1,696人	A	職場訪問による定着支援件数や職場実習のあっせん件数が減少しており、就職1年後の定着率や市内の就職件数が減少した点は課題であるものの、定着率は目標の80%を上回っており、市外を含めた就職件数では1件増加している。 相談・支援件数は10,451件から10,725件に増加し、新規登録者数も前年度より1名増加しており、今後も障害者しごとサポートセンターを拠点に、関係機関と連携し、企業の障害理解促進と障害者支援の強化に向けた取り組みを進めしていく。		保健福祉局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (1)配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
51101		DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	DVやデートDV予防啓発については、カードを市民センターや区役所等に設置し、リーフレットを出前講座等で配布する。また、ムーブフェスタにおいてデートDVに関するパネル展示を行う。	パネル展示	7/6～7/27、10/8～11/30パネル展実施	A	今後も実施予定		政策局
51102		デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。【№13301の再掲】	【I-3-(3)№1の再掲】		①14回 ②1998人	A	受講生に対するアンケートの回答によると、講座の理解度、満足度ともに高い評価を得ている。引き続き継続して実施する。	№13301	政策局
51103	1	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	①女性への暴力ゼロ特別講座 ②女性への暴力ゼロホットライン ③福岡県内男女共同参画センター共同DV防止キャンペーン	①講座参加人数 ②ホットライン相談件数 ③DV防止のチラシとノベルティを配布(JR小倉駅改札前広場)	①129人 ②7件 ③11/13街頭啓発(小倉駅)	A	今後も実施予定		政策局
	2		女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、男女共同参画センター等の施設をライトアップし、PRを行う。	ライトアップした施設数	5か所	A	従来からの施設に加え、新たに小倉城でもライトアップを行い、女性に対する暴力をなくす運動のPRを行った。		政策局
	3		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、福岡県弁護士会と共催で、①女性への人権侵害相談ホットライン、②女性への暴力ゼロホットライン、③パネル(DV防止)展示を行う。	①②相談件数 ③パネル展示	①②21件(再掲) ③7/6～7/27、10/8～11/30パネル展実施(再掲)	A	今後も実施予定		政策局
51104		市政だより、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	市政だより、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信する。	市政だより、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信する。	市政だより、市政テレビや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信した。	A	引き続き、市政だより、市政テレビや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信する。		市長公室
51105		幼児から高校生に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。	幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。人権教育指導資料「あそぼう」、人権教育教材集「新版いのち」、「明日への伝言板」等を活用した人権学習を行う。	人権学習実施割合	100%	A	「新版いのち」や「明日への伝言板」等を特別活動、道徳等の年間指導計画に位置づけるように指導している。		教育委員会
51106	1	保育所の職員、学校の教職員等に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、人権研修を実施します。	①北九州市家庭支援推進保育研修会を開催し、②人権同和保育推進のために研修会に参加する。	①開催回数、参加人数 ②研修数、参加人数	①1回、41名 ②9研修、24名	A	①家庭支援保育所以外の保育所にも参加の呼びかけを検討し、継続する。		子ども家庭局
	2		学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施する。	「人権教育ハンドブック」を活用した研修の実施割合	100%	A	教職員研修については、「人権教育ハンドブック」等を活用し、性差や他者との差異にとらわれることなく、相手を大切にする指導を行うようにしている。		教育委員会
51107		教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	教諭・養護教諭・スクールカウンセラー等による子どもの観察、地域・関係機関からの情報により、DV被害者の子どもの早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事・主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。	適切な対応の実施	実施	A	スクールソーシャルワーカーを含む学校職員間の連携、情報共有を密に行い、スピードに対応するための連携強化に努める。必要に応じて、早期にスクールソーシャルワーカーへつなぎ、対応にあたる。		教育委員会

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (2)DV被害相談体制の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度	配置				
51201		「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員を配置する。	統括指導員1名を継続配置	配置	A	統括指導員(スーパーバイザー)のスキルを向上させるとともに、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。		子ども家庭局	
51202		各区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。【V-1-(4)No.1、V-4-(1)No.2に再掲】	相談件数	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	No.51401 No.54102	子ども家庭局	
51203		地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	民生委員・児童委員は支援が必要な地域住民の相談の状況に応じ、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。【V-4-(1)No.10、V-4-(5)No.3に再掲】	相談・支援件数	相談・支援 57,155件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	No.54110 No.54503	保健福祉局 子ども家庭局	
51204	1	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応を行う。	虐待等の相談件数	5,271件	B	高齢者虐待については、統括支援センターが地域包括支援センターを引き続き支援し、弁護士や警察などの関係機関と連携して対応する。また、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申し立て」などの制度を活用し、迅速かつ適切な対応する。		保健福祉局	
	2		「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。		8,980件	B	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)を含めた相談者一人一人に寄り添った丁寧な相談支援方法により、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになる。		保健福祉局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (2)DV被害相談体制の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
51205		「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	「(公財)北九州国際交流協会」と連携して、①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口を開設し、②区役所等での相談時に行政通訳者等を派遣する。	①専門家相談の実施件数(行政書士・弁護士・臨床心理士によるカウンセリング) ②多言語による一元的相談窓口の運営 ③行政通訳の派遣	①75件 ②1,254件 ③229件	A	「北九州市多文化共生ワントップインフォメーションセンター」を運営し、外国人市民の生活に資する情報提供や相談に多言語で一元的に対応すると共に、行政書士会・弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療通訳等を実施することで、外国人市民が暮らしやすい環境整備のためのサービスを多面的に提供している。令和6年度も引き続き電話やメール、対面での相談・通訳対応を行ったほか、継続的な支援を必要とする相談に対しては、社会福祉士の資格を有し外国人支援に関する知識・経験が豊富な「多文化ソーシャルワーカー」が関係諸機関と連携し、相談者に寄り添った長期的なフォローを行った。外国人市民の中には電話番号を持たない人も多いことから、協会へのアクセスを容易にし、相談しやすい環境をさらに整えるため、令和7年度はWiFi環境があれば利用できる「Zoom相談」を本格導入すべく、外国人市民にも広く周知を図っていく予定である。		政策局	
51206	1	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	各区役所「子ども・家庭相談コーナー」で、男性DV被害者からの相談を受け付け、相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
	2		男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月4回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に応じている。	①男性のための電話相談件数 ②うちDVに関する相談件数	①134件 ②0件	A	今後も実施予定		政策局	
51207	1	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	各区役所「子ども・家庭相談コーナー」の相談員のスキル向上のため、研修を実施する。	年一回以上実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
2			相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と対応スキルを習得させる。 学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。	研修参加人数	延20人	A	今後も実施予定		政策局	
51208		社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する。【V-4-(1)No.3に再掲】	重層的支援体制整備事業により支援に関わった件数	21件	B	令和7年度より重層的支援体制整備事業を全区にて実施し、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指す。	No.54103	保健福祉局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (3)DV被害者保護体制の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
51301		DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	引き続き実施	保護件数20件	A	今後も事業を継続し、緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を確実に保護できるよう努める。			子ども家庭局
51302		DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	引き続き実施	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。			子ども家庭局
51303		DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護するための知識の向上や、スキルアップを図る。	年1回以上実施	実施	A	引き続き実施する。			子ども家庭局
51304		緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	引き続き実施	保護件数20件	A	今後も事業を継続し、緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を確実に保護できるよう努める。			子ども家庭局
51305		DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	DVシェルター(避難所)を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。【V-4-(5)No.2へ再掲】	補助金交付 2ヶ所	実施	A	引き続き実施する。	No. 54502		子ども家庭局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (4)DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
51401		区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【No.51202の再掲】	【V-1-(2)No.2の再掲】		研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	No.51202 No.54102	子ども家庭局	
51402		同様の子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	子ども・家庭相談コーナーでの相談や母子生活支援施設において自立支援を行う。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
51403		DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みに際して、優先入居の取扱いを行います。	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅困窮者募集(点数選考)において、優先入居の取扱いを行っている。	DV対象者の斡旋戸数	申込件数:4件 斡旋件数:3件	A	DV被害者への優先入居の取扱いは今後も継続して実施する。		都市整備局	
51404		DV被害者等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等による情報提供を行う。【IV-2-(2)No.6と同じ】	セーフティネット住宅登録戸数	協議会で協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等による情報提供を行った。	B	引き続き、協議会において協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等で情報提供を行う。		都市整備局	
51405	1	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、子ども・家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようにしている。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施した。	A	今後も子ども・家庭相談コーナーの相談員といのちをつなぐネットワークコーナーの相談員との間で連携を図り、適切に実施していく。		保健福祉局	
	2		生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、活用できる他法他施策の紹介や、必要な世帯へ生活保護を適用する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施した。	A	引き続き、必要な方への情報提供や助言を確実に行う。		保健福祉局	
	3		子ども・家庭相談コーナーがワンストップで寄り添い必要な支援に繋げる。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

#### 具体的政策 (4)DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度	実施				
51406	1	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するダメステイック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の相手方が、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。	適切な対応を実施	実施	A	前年度同様に住民基本台帳事務処理要領に基づき、適切な事務処理及び管理を行う。		総務市民局	
	2		住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。	適切な対応を実施	実施	A	今後もDV被害者等の情報について厳重な管理に努める。		保健福祉局	
	3		介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理をする。	適切な対応を実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。		保健福祉局	
	4		市税証明書発行業務等において、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。	住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。		財政・変革局	
	5		市営住宅の入居要件確認のために提出された住民票は、厳重に倉庫で保管する。 また、入居者情報と住基情報との連携によるDV被害者情報の一元化が可能となっており、システム画面上で全てが確認できることから、閲覧対象者を制限し、誰もが閲覧できないよう権限付与を厳格に行う。	市営住宅管理システムについて、人事異動の内示後に市営住宅管理システムの権限付与・剥奪を行い、別途管理するアクセス権管理台帳にも記入のうえ、不備がないことを確認する。	人事異動の内示後に市営住宅管理システムの権限付与・剥奪を行い、別途管理するアクセス権管理台帳にも記入のうえ、不備がないことを確認した。	A	今後もシステム上のアクセス権限付与・剥奪を適切に行い、継続的なアクセス権管理を実施する。		都市整備局	
	6		選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。	選挙人名簿の閲覧制限を実施	実施	A	継続実施		行政委員会事務局	
51407	1	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	各区役所「子ども・家庭相談コーナー」において、相談内容に応じて適切に関係課と情報共有するとともに、情報の管理を徹底し、被害者情報を保護し、安全を確保に取り組む。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
	2		DV被害者に関する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	必要に応じて適切に実施できている	A	今後も実施予定		政策局	
51408		DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となつた場合、学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
51409		関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図る。	会議開催	1回	A	「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」に改組した上で、関係機関と情報を共有し、連携を図った。(No.54101参照)		政策局	
51410		DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などの連携を図ります。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
51411		DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	各区役所「子ども・家庭相談コーナー」で、DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、関係機関と連携を図り必要な支援を行う。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

#### 具体的政策 (1)ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
52101		市民のセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、「男女共同参画センター」において、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	平成29年3月に発行したハラスメント防止冊子「知らないって怖い！職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。	①件数 ②参加人数	①3件 ②74人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持しており、更に多くの人に知つてもらうため、広報等に取り組む。		政策局	
52102		企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	市内企業に、セミナー講師やアドバイザーを派遣し、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。 【I-2-(1)No.1のと同じ】	企業向け出前セミナー等への講師等派遣	14回	C	今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。		政策局	
52103		企業等の経営者や管理職に対し、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	HP等での先進事例の紹介や、研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①先進事例の紹介回数 ②研修会回数	①7回 ②2回	A	引き続き、先進事例を紹介するとともに、効果的な広報・実施方法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂したeラーニング動画の有効活用を図る。		政策局	
52104		「男女共同参画センター」において、職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシャルハラスメント等の相談に対応する。	①こころと生き方の一般相談総数 ②性別による人権侵害相談総数 ③セクシャル・ハラスメント件数 ④マタニティ・ハラスメント件数 ⑤パワー・ハラスメント件数	①3,434 ②111 ③6 ④0 ⑤36	A	今後も実施予定		政策局	
52105		市役所におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」等を周知徹底し、各職場での職員研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」等に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	職場におけるハラスメントの未然防止のため、「ハラスメント防止ハンドブック」やハラスメントに関する研修教材を用いて、各職場において研修を実施する。	ハラスメント防止研修実施回数	各職場において年1回	A	「ハラスメント防止要綱」「ハラスメント防止ハンドブック」等の周知徹底を図り、各職場において、ハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。		総務市民局	
52106		教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	各学校において、研修用冊子「不祥事防止マニュアル」「ハラスメント防止ハンドブック【学校用 第5版】」等の研修資料を使用し、各種ハラスメント防止研修を実施する。 また、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施する。	・ハラスメント防止研修の実施(毎年実施) ※毎年、全校(小・中・特支・高校)で実施	1回	A	ハラスメント防止研修の中でハラスメント相談体制を周知し、教職員に相談の仕組みを浸透させていくことで、相談しやすい環境をつくっていく。 今後も、学校におけるハラスメント防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのハラスメント防止の意識向上を図るために、研修資料の内容を工夫していきながら、引き続き各学校において定期的かつ継続的な研修を実施していく。		教育委員会	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

#### 具体的政策 (2)性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
52201		防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。	①実施回数 ②受講人数	①1回 ②12名	A	継続してセミナーを実施して、防犯意識の向上を図る。		総務市民局	
52202		「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。	相談体制の構築	実施	A	引き続き、関係機関と連携しながら協力体制を構築し、当該センターの円滑な運営及び周知徹底を図る。		総務市民局	
52203		「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図る。	本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図るため、必要に応じて開催する。	実施(R7.2.5)	A	今後も継続して会議を開催し、関係機関と情報共有を行い、総合的な施策の推進を図る。		総務市民局	

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (1)若い世代における性に関する理解・尊重

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
53101	1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。【No.13303の再掲】	【I-3-(3)No.3-1の再掲】	性感染症の知識についての普及啓発の実施	①1回 ②266回	A	今後も引き続き思春期保健連絡会での意見を踏まえ思春期健康教室を実施する。	No.13303	子ども家庭局	
	2		【I-3-(3)No.3-2の再掲】	性感染症の知識についての普及啓発の実施	・思春期保健連絡会議の参加 ・チラシやポスター等による普及啓発を実施	A	思春期の子どもたちの現状や課題について、他機関と情報共有を行い、若い世代の方々にも関心を持ってもらえるようなエイズや性感染症の普及・啓発活動に活用する。	No.13303	保健福祉局	
	3		【I-3-(3)No.3-3の再掲】	性感染症の知識についての普及啓発の実施	266回	A	今後も引き続き思春期保健連絡会での意見を踏まえ思春期健康教室を実施する。	No.13303	子ども家庭局	
	4		【I-3-(3)No.3-4の再掲】	性感染症の知識についての普及啓発の実施	①100% ②100%	A	現代社会における性情報の氾濫をうけ、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるように指導している。 今後も、児童生徒を取り巻く状況を踏まえた指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	No.13303	教育委員会	
53102		学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催する。	講習会実施回数	令和6年度は集合型研修をウェルとばたで実施。	A	令和7年度は、オンラインで実施予定。学校保健、学校安全、食育、学校給食のそれぞれの視点より、学校での健康教育を実施するにあたり、おさえるべき事項について周知する。		教育委員会	
53103		HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	『世界エイズデー』(12月1日)に合わせ、エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行なうイベントを開催する。	啓発の実施	・チラシやポスター等による普及啓発を実施 ・R7/2/15にNPO法人HACOと同性愛者向け啓発活動を実施	A	エイズ及び梅毒などの性感染症に関する正しい知識の普及、予防啓発及び検査の呼びかけを行うため、エイズデーに合わせた広報活動を継続して行っていく。		保健福祉局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
53201		妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。 また、育児等に不安を抱える子育て家庭等を支援するため、子育て世帯訪問支援事業を実施します。	①妊娠・出産等に関する相談事業 ②子育て世帯訪問支援事業 要保護児童や特定妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員(ヘルパー)が訪問し、家事・育児等の支援を実施する。	①相談対応件数 ②利用世帯数	①114件	A	引き続き実施する。			子ども家庭局
53202		妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児・乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。	①母子健康手帳の交付率 ②母子健康手帳の交付案内の配布	①100% ②100%	A	母子健康手帳の交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを実施する。			子ども家庭局
53203		出産・育児、子どもの成長発達について、「妊娠婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。	市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。	①妊娠婦・乳幼児なんでも相談開催箇所数 ②育児教室開催数	①130箇所(市民センター数) ②165回	A	引き続き実施する。			子ども家庭局
53204		乳幼児の食事や栄養について、「親子ですすめる食育教室」等で情報提供や相談を実施します。	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間関係づくりによる心身の健全な育成を図る。また、食に関する悩みや不安を軽減するため、未就学児の保護者等を対象に食事や栄養に関する教室を開催する。	①教室開催回数 ②教室後アンケートで、食生活について「以前から気を付けていた」「これから気を付けるようにしようと思う」の割合	①41回 ②99%	A	今後も事業を継続する。 あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。			子ども家庭局
53205		産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4ヶ月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。	①専門職による産後うつ質問票の実施件数 ②質問票の実施により継続支援した件数	①5,191 ②263	A	子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。			子ども家庭局
53206	1	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦・乳幼児の健診機会を提供します。	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦・乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。 (妊婦健診、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)	①妊婦健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率	①初期98.4%、中期97.2%、後期89.7% ②98.1%	A	引き続き実施する。			子ども家庭局
	2		①1歳6か月児歯科健康診査受診率 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科健診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健診	①1歳6か月児歯科健康診査受診率 ②3歳児歯科健康診査受診率 ③1歳6か月児フッ化物塗布受診率 ④3歳児フッ化物塗布受診率 ⑤親子歯科健診受診率 ⑥4・5歳児歯科検診受診率	①76.6% ②66.5% ③96.8% ④96.0% ⑤21.2% ⑥93.9% ⑦36.3%	A	1歳6か月児・3歳児歯科健診査の未受診者には受診勧奨ハガキを送付する等、引き続き受診率の向上に努める。			保健福祉局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
53207		母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	周産期母子医療センター等4病院を中核とした産科連携体制を維持する。 具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦検診までを行う病院・診療所群、④妊娠診断のみを行う病院・診療所群とで役割分担する連携体制を構築、維持していく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産業医科大学病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床研修や周産期医療に関する研修(産婦人科医会を主催とする新生児蘇生法の講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行う。	①周産期母子医療センター4病院を中核とした産科連携体制の維持 ②全国的に不足が生じている産婦人科・小児科の医師確保のため、市医師会が行う事業に対する補助の実施	実施	A	今後も引き続き周産期医療体制を維持するため、市医師会等関係者との連携を行うとともに、医師確保策として一定の効果を上げている事業への補助を実施する。		保健福祉局	
53208		不妊や不育症に悩む夫婦に対して、不妊に関する専門相談及び不育症検査費・治療費の助成を実施します。	不妊や不育症に悩む夫婦に対して、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。 また、保険適応でない不育症の検査及び治療治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	①不妊の専門相談件数 ②助成件数	①53件 ②21件	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
53209		母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。 市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者を優先的に受け入れる。	①分娩件数 ②帝王切開率 ③母体・胎児集中治療室延患者数 ④新生児集中治療室延患者数	①350件 ②55.1% ③1,451人 ④2,257人	B	市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受け入れを実施する。 24時間体制で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要とする新生児に対しての専門的な医療を提供する。		保健福祉局	

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
53301		市役所で女性のヘルスケアに関する理解促進を図るために、管理職等に意識啓発セミナー等を実施します。	管理職を対象とした「意識啓発セミナー」や「女性の健康検定®」を実施する。	①研修会回数 ②検定受検合格率	①1回 ②91.6%	C	引き続き、セミナー等を実施することで、女性のヘルスケアに関するリテラシー向上を図っていくが、検定受検に関しては、費用対効果や受講者の重複を勘案し見直しを行っていく。		政策局	
53302		市内事業所に対し、企業における「健康経営」の理解促進を図るために、女性のヘルスケアの情報提供やセミナー案内を行います。	市内事業所に対し、女性のヘルスケアの情報提供やセミナー案内を行う。	研修会回数	1回	A	引き続き、セミナー等を実施することで、女性のヘルスケアに関するリテラシー向上を図っていく。		政策局	
53303		「男女共同参画センター」において更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座数・参加延べ人数	①78回（リプロ:1回、椅子ヨガ:18回、健康ダンス:39回 いまママ:8回、ヨガ:12回） ②1,055人（リプロ:55人、椅子ヨガ:237人、健康ダンス:515人、いまママ:99人、ヨガ:149人）	A	受講者や社会のニーズを踏まえ、女性のエンパワーメントの向上につながるような充実した事業の実施に努める。		政策局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
53304		女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	①子宮頸がん検診 ②乳がん検診	北九州市健康づくり及び食育に関する実態調査における受診率 ①子宮頸がん検診受診率(20歳～69歳の女性) ②乳がん検診受診率(40歳～69歳の女性)	(次回の実態調査令和10年度)	B	電話・インターネットによる集団検診予約、無料クーポン配布による受診機会の確保や、市政だより及びチラシなどによる広報を行った。引き続き、受診率向上や未受診者の掘り起こしに向け、効果的な広報について取り組んでいく。		保健福祉局
53305	1	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	介護予防に関するパンフレット、ホームページで普及啓発する。また、有識者等による講演会や相談会、介護予防教室を実施する。	①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①60件 ②198回 ③8,649件(R7からは健康推進課所管)	B	今後も継続実施することで、介護予防に取り組むきっかけ(フレイル予防の啓発)や機会を提供する。また、介護予防や健康づくりへの関心が低い方にも情報が届くよう、他事業や地域と連携しながら引き続き情報発信に努める。		保健福祉局
	2			①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	①1,038回 ②6,588人	A	肥満、高血圧、オーラルヘルスなどの健康課題に対し、地域でGOGO健康づくりを基盤とした健康学習を実施し、健康リテラシーの向上を図る。		保健福祉局
	3			実施回数、参加者数	695回 11,782人	A	正しい栄養知識の普及と生活習慣病予防のための食生活改善を目的に、講座や個別相談等を行い、市民の自主的・継続的な食生活改善を図る。		保健福祉局
	4		①65歳以上を対象に、低栄養状態を予防するため、管理栄養士による個別相談、健康教育を実施する。 ②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、低栄養予防の啓発を図る。	①個別相談 実施回数・参加者数 ②健康教育 実施回数・受講者数 ③食生活改善推進員による訪問事業 訪問者数	①144回・6,041人 ②288回・7,843人 ③132人	B	高齢者を対象に、低栄養予防や食生活改善に関する事業を行い、行動変容につながるよう引き続き支援を行っていく。		保健福祉局
	5		40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるために、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①4,310回 ②12,381人	A	市民センター等の身近な場所で健康相談の実施を継続する。特に、高血圧、肥満、女性の健康について重点課題として健康相談を実施する。		保健福祉局
	6		市民センターを拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業をまちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政保健師・栄養士等)などの協力により実施する。	地域の健康課題に沿った取り組みを実施している団体の増加	137団体	A	地域の健康課題に沿った取り組みを実施する。		保健福祉局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア

#### 具体的政策 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容	進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度				
53305	7	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	65歳以上を対象に、オーラルフレイル予防や口腔機能の維持向上のため、歯科医師や歯科衛生士による健康相談・健康教育を実施する。	①お口の元気度アップ事業開催回数 ②お口の元気度アップ事業参加者数	①168回 ②4,182人	B	高齢者の口腔機能低下を防ぎ、フレイル予防につなげるため、引き続き専門職による健康相談・健康教育を実施していく。		保健福祉局
	8		・受診促進の取組 ・受診後の適切なフォローバックの充実	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率	①35.6% ②20.8%	A	特定健診受診率は新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下したものの徐々に増加しているが、最も受診率の高かったH30年度まで戻っていない。特定保健指導も同様である。 特に受診率の低い若い世代への受診勧奨を進める。 また特定保健指導実施率については、ICTの活用等を通して実施率の向上を図る。		保健福祉局
	9		①歯周病(歯周疾患)検診の実施 ②歯科疾患の予防に関する普及啓発	①歯周病(歯周疾患)検診の受診率 ②啓発リーフレット配布数	①4.6% ②500枚	B	令和6年度から受診対象に30歳を加え、誕生月に自己負担が500円となる受診券(ハガキ)を送付することで受診率向上を図っている。今後も北九州市歯科医師会等の関係団体と協力して受診率向上に努めたい。		保健福祉局
53306		健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。このことにより、健康増進や体力向上を図る。	①生涯スポーツ振興事業 ②北九州市民スポーツ大会	①3,887人 ②63競技 計22,894人 ※男女計延べ人数	B	①「誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進するため、生涯スポーツの普及・振興など、幅広く展開していく。また、地域住民が自主的にスポーツの場や機会を創出するよう、様々な団体と連携し取り組み実施に努める。 ②スポーツ・レクリエーションの普及・振興、市民の「豊かなスポーツライフ」の形成・定着を図るために、スポーツ振興計画で目標として掲げている「スポーツ実施率65%以上」を実現できるよう関係団体と連携し、実施に取り組む。		都市ブランド創造局
53307		女性ホルモンの減少や生活習慣が関係し、自覚症状がなく進行する、骨粗しょう症の早期発見・早期治療のため、骨粗しょう症検診の受診を促進します。	骨粗しょう症検診	北九州市が実施する骨粗しおう症検診受診率(40、45、50、55、60、65、70歳の女性)	1.6%	A	骨粗しおう症検診の受診促進を図るため、骨粗しおう症検診の自己負担額を軽減するとともに、50歳の女性へ検診案内ハガキを送付した。引き続き、受診率向上や未受診者の掘り起こしに向け、効果的な広報について取り組んでいく。		保健福祉局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

#### 具体的政策 (1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための相談支援体制の構築

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54101	1	困難を抱えた女性等の支援について関係機関にて情報共有、協議を行う「支援調整会議」を設置します。	市における支援調整会議を設置する。	会議回数	1回		A	関係機関にて情報共有、協議を行う支援調整会議を開催したが、今後の会議の方向性について、他都市の状況などを参考にしながら検討する。		政策局
	2		困難を抱えた女性等の個別支援について、区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、支援調整会議を開催します。	引き続き実施	コーナー係長会議(計4回)等を実施		A	引き続き実施する。		子ども家庭局
54102		区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【№51202の再掲】	【V-1-(2)№2の再掲】		研修実施及び参加		A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	№51202 №51401	子ども家庭局
54103		社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。【№51208の再掲】	【V-1-(2)№8の再掲】		21件		B	令和7年度より重層的支援体制整備事業を全区にて実施し、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指す。	№51208	保健福祉局
54104		困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。	緊急一時保護やDVシェルターでの保護、子ども家庭相談コーナーでの対応等	引き続き実施	実施		A	引き続き実施する。	№54201	子ども家庭局
54105		困難を抱えた母子に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護し、ケアを行う。	母子生活支援施設において、専門の支援員によるケアを実施する	引き続き実施	実施		A	引き続き実施する。		子ども家庭局
54106		困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつ窓口で受け、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。【V-4-(3)№1へ再掲】	引き続き実施	実施		A	引き続き実施する。	№54301	子ども家庭局
54107		高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応する。	主な連携先 ①地域包括支援センター・統括支援センター ②ケアマネジャー・サービス事業者等 ③医療機関等 ④民生委員等 ⑤法律関係者 ⑥警察	①23,778件 ②50,542件 ③10,142件 ④2,025件 ⑤873件 ⑥973件 ※重複あり		B	地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」を構築する上での中核機関として、さまざまな関係機関と連携している。特に虐待などの対応が難しい事例については、方針決定や処遇において迅速な判断が求められるため、連携のさらなる強化に努める。		保健福祉局
54108		ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受け、就業に必要な知識や技能を身につける講座等を無料で実施し、ひとり親家庭等の生活の安定を目指す。【V-4-(3)№2へ再掲】	母子・父子福祉センター利用者数	9,607人		B	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。	№54302	子ども家庭局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

#### 具体的政策 (1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための相談支援体制の構築

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的な取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54109		「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	①専門家相談(行政書士・弁護士・臨床心理士によるカウンセリング)の実施 ②多言語による一元的相談窓口の設置 ③行政通訳の実施 ④外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑤国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣	①専門家相談の実施件数(行政書士・弁護士・臨床心理士によるカウンセリング) ②多言語による一元的相談窓口の運営 ③行政通訳の派遣	①75件 ②1,254件 ③229件		A	「北九州市多文化共生ワーンストップインフォメーションセンター」を運営し、外国人市民の生活に資する情報提供や相談に多言語で一元的に対応すると共に、行政書士会・弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療通訳等を実施することで、外国人市民が暮らしやすい環境整備のためのサービスを多面的に提供している。令和6年度も引き続き電話やメール、対面での相談・通訳対応を行ったほか、継続的な支援を必要とする相談に対しては、社会福祉士の資格を有し外国人支援に関する知識・経験が豊富な「多文化ソーシャルワーカー」が関係諸機関と連携し、相談者に寄り添った長期的なフォローを行った。外国人市民の中には電話番号を持たない人も多いことから、協会へのアクセスを容易にし、相談しやすい環境をさらに整えるため、令和7年度は WiFi環境があれば利用できる「Zoom相談」を本格導入すべく、外国人市民にも広く周知を図っていく予定である。		政策局
54110		地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。【No.51203の再掲】	【V-1-(2)No.3の再掲】	相談・支援件数	相談・支援 57,155件		A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	No.51203 No.54503	保健福祉局 子ども家庭局
54111		介護職員初任者研修を修了した消防団員を中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図ります。	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図る。	消防団員による訪問世帯数	2,040世帯訪問		B	今後も継続して、対象者の訪問に対する不信感の解消を図るなど、消防団員が訪問しやすい環境を整えていく。		消防局
54112		「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、性的マイノリティの自分らしい生き方を後押しします。	一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生的パートナーであると市に宣誓し、要件を満たした場合に、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する。	パートナーシップ宣誓書受領証の交付者数(組数)	12組		A	今後もパートナーシップ宣誓制度について広報を行い、性的マイノリティの方々への支援を行う。		保健福祉局

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

#### 具体的政策 (2) 困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54201		困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。【No.54104の再掲】	緊急一時保護やDVシェルターでの保護、子ども家庭相談コーナーでの対応等	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。	No.54104	子ども家庭局	
54202		行き場のない困難を抱えた女性の居場所を確保し、自立までの支援を行います。	母子生活支援施設や自立援助ホーム、各種施設において自立への道筋について専門によるケアを実施する。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
54203		市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。【No.42205の再掲】	【IV-2-(2)No.5の再掲】		①募集戸数:113戸 ②応募件数:134件	A	今後も継続的に、母子・父子世帯向けの募集戸数を確保していく。	No.42205	都市整備局	
54204		ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、賃主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。【No.42206の再掲】	【IV-2-(2)No.6の再掲】		協議会で協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等による情報提供を行った。	B	引き続き、協議会において協議を行うとともに、セーフティネット住宅の登録促進やホームページ等で情報提供を行う。	No.42206	都市整備局	

#### 具体的政策 (3) 困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54301		困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。【No.54106の再掲】	【V-4-(1)No.6の再掲】		実施	A	引き続き実施する。	No.54106	子ども家庭局	
54302		ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。【No.54108の再掲】	【V-4-(1)No.8の再掲】		9,607人	B	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。	No.54108	子ども家庭局	

#### 具体的政策 (4) 困難を抱えた女性等を支援する人材の育成

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54401		各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員、配偶者暴力相談支援センター職員、男女共同参画センター相談員のスキル向上のため、研修を実施します。	各区役所「子ども・家庭相談コーナー」の相談員のスキル向上のため、研修を実施する。	年1回以上実施	実務者交流研修(1回)を実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
54402		緊急一時保護施設の職員に対して、支援に必要な情報提供や理解促進のための研修を行います。	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護するための知識の向上や、スキルアップを図る。	年1回以上実施	研修実施及び参加	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

#### 具体的政策 (5)地域・関係団体との連携・支援

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
54501	1	公共サービスだけでは対応困難な様々なニーズに対応するため、NPO団体等の民間団体の役割が重要となっていることから、官民・民間同士の連携・協働を進めます。	行政とNPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NPO等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化する。	孤独・孤立対策等連携協議会のメンバー数	15団体	B	引き続き定期的に協議会を開催することで、支援者同士の顔の見える関係性を構築し、支援のネットワーク強化を図る。また、ネットワークの拡大に向け、参画団体の増加を目指す。		保健福祉局	
	2		相談・支援などを行うNPOとの連携や発掘。また、新たな支援の方策について模索します。	困難女性支援調整会議のNPO等の参加数	5団体	A	困難女性支援調整会議にNPO等に参加いただき、相談・支援の現場での課題等の情報共有を行った。今後も会議のテーマに応じた団体に参加を依頼し、協働に努めたい。		政策局	
	3		DVシェルター等、居場所の支援を行うNPOとの連携や発掘。また、新たな支援の方法について模索します。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
54502		DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。【№51305の再掲】	【V-1-(3)№5の再掲】		実施	A	引き続き実施する。	№51305	子ども家庭局	
54503		地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。【№51203の再掲】	【V-1-(2)№3の再掲】		5715件の相談・支援を行った。	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	№51203 №54110	保健福祉局 子ども家庭局	
54504		警察、弁護士会等の関係機関と効果的な支援に関する情報共有を行います。	支援調整会議等で関係機関と情報共有を図る。	会議回数	1回	A	関係機関にて情報共有、協議を行う支援調整会議を開催したが、今後の会議の方向性について、他都市の状況などを参考にしながら検討する。		政策局	
54505		同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
54506		県や女性相談支援センターと連携を図ります。	困難を抱えた女性に関して、必要に応じて相談・保護等の連携を密に取っている	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	
54507		経済的困窮等で困っている母子世帯が、安心して生活し自立できるよう、母子生活支援生活支援施設を運営します。	配偶者からのDVや経済困窮等の理由で入寮している母子世帯が、安心して生活し自立できるよう、環境を整備する。	引き続き実施	実施	A	引き続き実施する。		子ども家庭局	

## 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

### 施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

#### 具体的政策 (1)男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

No.	枝番	取組内容 ※基本計画に掲載される項目	具体的取組	活動指標	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	再掲	局名
					R6年度					
55101		男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。	女性委員の割合	37.7%	A	引き続き、各機関・各団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。			危機管理室
55102		自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等への参加	福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ参加し、男女共同参画の視点を取り入れた防火・防災に取り組む	福岡県が主催する女性防火クラブ研修会等への参加。	A	今後も継続して福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ積極的に参加し、女性の防火・防災リーダーの育成や活躍推進に取り組む。			消防局
55103		安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	防災対策の推進にあたり、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。	出前講演の実施	54回実施 2640人	A	引き続き、普及・啓発を図る。			危機管理室
55104	1	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	①女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ②避難所運営に関する出前講演や防災訓練、職員研修の実施により、普及・啓発を図る。(HUG含む)	①ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、生理用品、パーテーションの購入 ②出前講演の実施	①予定通り購入 ②54回実施 2640人	A	引き続き、備蓄物資の整備を行い、避難所運営に関する普及・啓発を図る。			危機管理室
	2		大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設(東部:子育てふれあい交流プラザ、西部:子どもの館)に「妊産婦・乳児避難所」を必要に応じて開設する。	妊産婦・乳児避難所として開設する場合に備え、施設及び施設が入居している建物管理者などと体制や備蓄品について確認。	避難所開設実績なし	A	・危機管理室や区防災担当と連携する。 ・開設する基準や体制等については、適宜見直しを行う。			子ども家庭局
55105		大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をする。	大規模災害時に防災相互支援システムにより、全国の男女共同参画センターと情報交換などの連携をとる。	システムによる情報収集実施	B	引き続き、情報発信および情報収集に努める。			政策局